6 労働組合からの賃上げ要求状況

(1) 賃上げ要求交渉

労働組合のある企業について、平成27年の労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、「賃上 げ要求交渉があった企業」が79.8%(前年81.5%)、「賃上げ要求交渉がなかった企業」が19.6%(同 17.1%) となっている(第8表、付表18)。

第8表 企業規模・産業、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無別企業割合

	(単位 %)								
年、企業規模・産業	労働組合のお	労働組合のある企業1)		賃上げ要求交渉 がなかった企業	不明	 労働組合のない 企業 ¹⁾			
平成 27 年									
計	[32. 5]	100.0	79.8	19. 6	0.6	[67. 5]			
5,000人以上	[79. 6]	100.0	82.0	18. 0	_	[20.4]			
1,000 ~ 4,999人	[61. 8]	100.0	81.3	18. 4	0.3	[38. 2]			
300 ~ 999人	[42. 4]	100.0	80.6	19. 4	_	[57.6]			
100 ~ 299人	[26. 3]	100.0	79. 1	20.0	0.9	[73.7]			
鉱業,採石業,砂利採取業	[44. 4]	100.0	75.0	25. 0	-	[55.6]			
建設業	[32. 2]	100.0	58. 2	30.8	10. 9	[67.8]			
製造業	[46. 4]	100.0	82.9	17. 1	_	[53.6]			
電気・ガス・熱供給・水道業	[87. 1]	100.0	72.3	27. 7	_	[12.9]			
情報通信業	[22. 9]	100.0	93.0	7. 0	_	(77. 1)			
運輸業,郵便業	[52. 0]	100.0	86.3	13. 7	_	[48.0]			
卸売業,小売業	[27. 5]	100.0	71.0	28.8	0. 2	(72.5)			
金融業,保険業	[53. 6]	100.0	67.8	32. 2	_	[46.4]			
不動産業,物品賃貸業	[21.7]	100.0	73.7	26. 3	_	[78. 3]			
学術研究,専門・技術サービス業	[30. 1]	100.0	70.6	29. 4	_	[69.9]			
宿泊業,飲食サービス業	[13. 4]	100.0	88.7	11. 3	_	[86.6]			
生活関連サービス業,娯楽業	[9.4]	100.0	91.4	8.6	_	[90.6]			
教育, 学習支援業	[6.7]	100.0	89.7	10. 3	_	[93. 3]			
医療,福祉	[4. 0]	100.0	77. 0	23. 0	_	[96.0]			
サービス業 (他に分類されないもの)	[9. 3]	100.0	78. 5	21. 5	_	[90.7]			
平成 26 年									
計	[31. 7]	100.0	81.5	17. 1	1. 4	[68. 3]			
5,000人以上	[80. 1]	100.0	79. 5	20. 5	_	[19.9]			
1,000 ~ 4,999人	[61. 2]	100.0	77.2	22. 2	0.6	[38.8]			
300 ~ 999人	[45. 3]	100.0	84.3	15. 5	0. 2	[54. 7]			
100 ~ 299人	[24. 5]	100.0	81.1	16. 7	2. 2	[75. 5]			

注: 1) []内は、全企業に占める労働組合のある企業とない企業の割合である。

(2) 要求及び妥結の内容

労働組合のある企業について、平成27年の労働組合からの賃上げ要求の内容をみると、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業』が63.3% (前年67.8%)、『要求内容が「賃金体系維持」であった企業』が14.6% (同 12.0%) となっている。

また、妥結内容では、『要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」であった企業』の「具体的な賃上げ額を回答」は84.4%(同78.0%)、『要求内容が「賃金体系維持」であった企業』の「賃金体系維持」は93.5%(同84.7%)と、いずれも前年を上回った。(第9表)

第9表 企業規模、労働組合からの賃上げ要求内容、妥結内容別企業割合

												<u>(</u>)	単位 %)
要求内容が「具体的な 年、企業規模 賃上げ額を要求」であっ た企業 ¹⁾	具体的な	み結した²⁾		妥結の内容 ²⁾							- // -		
	求」であっ			具体的な 賃上げ額 を回答	具体 賃下 を回	げ額	賃金 体系 維持	賃金の改 定を行わ ない		不明		妥結して いない	
平 成 27 年													
計	[63. 3]	100.0	97. 5	(100.0)	(84.4)	(-)	(9.0)	(3.5)	(3. 1)	2. 5
5,000 人以上	[74. 4]	100.0	100.0	(100.0)	(91.7)	(-)	(6.7)	(0.8)	(0.8)	_
1,000 ~ 4,999 人	[64. 9]	100.0	96. 5	(100.0)	(83.8)	(-)	(9.8)	(2.2)	(4. 3)	3. 5
300~ 999 人	[68. 1]	100.0	97. 1	(100.0)	(83.1)	(-)	(9.2)	(3.7)	(4. 1)	2.9
100~ 299 人	[60. 1]	100.0	97.9	(100.0)	(84.8)	(-)	(8.9)	(3.8)	(2. 5)	2. 1
平 成 26 年													
計	[67. 8]	100.0	99. 4	(100.0)	(78.0)	(-)	(16.1)	(3.6)	(2. 4)	0.6
5,000 人以上	[69. 9]	100. 0	98. 4	(100. 0)	(88.2)	(-)	(9.0)	(2.8)	(-)	1. 6
1,000 ~ 4,999 人	[64. 8]	100.0	98. 5	(100. 0)	(77.6)	(-)	(16.3)	(3. 6)	(2. 5)	1. 5
300~ 999 人	[65. 7]	100.0	99. 4	(100.0)	(76.6)	(-)	(19.0)	(2.9)	(1. 4)	0.6
100~ 299 人	[69. 4]	100.0	99.6	(100.0)	(78.3)	(-)	(14.9)	(3.9)	(2. 9)	0.4
年、企業規模 要求内容が「賃金体系 維持」であった企業 ¹⁾	EAH-7			妥結の内容2)						一			
			妥結した ²⁾		具体的な 賃上げ額 を回答	具体的な 賃下げ額 を回答 維持		体系	賃金の改 定を行わ 不明 ない		明	一 妥結して いない	
平 成 27 年		1								'			1
計	[14. 6]	100.0	91. 3	(100.0)	(4.1)	(-)	(93.5)	(0.2)	(2. 2)	8. 7
5,000 人以上	[5.2]	100.0	100.0	(100.0)	(37.2)	(-)	(50.2)	(-)	(12. 6)	-
1,000~4,999人	[12.4]	100.0	97.4	(100.0)	(-)	(-)	(99.0)	(1.0)	(-)	2.6
300~ 999 人	[10.8]	100.0	79.6	(100.0)	(14.0)	(-)	(74.8)	(-)	(11. 3)	20.4
100~ 299 人	[17. 3]	100.0	94. 1	(100.0)	(1.6)	(-)	(98.2)	(0.1)	(-)	5. 9
平 成 26 年													
計	[12. 0]	100.0	94. 6	(100.0)	(15.2)	(-)	(84.7)	(-)	(0.1)	5. 4
5,000 人 以 上	[7.9]	100.0	100.0	(100.0)	(14.9)	(-)	(78.7)	(-)	(6. 4)	-
1,000 ~ 4,999 人	[9.0]	100.0	94.0	(100.0)	(14.1)	(-)	(85.9)	(-)	(-)	6.0
300~ 999 人	[17. 2]	100.0	91. 4	(100.0)	(33. 9)	(-)	(66.1)	(-)	(-)	8.6
100~ 299 人	[10. 2]	100.0	97. 3	(100.0)	(-)	(-)	(100.0)	(-)	(-)	2.7

注:1) []内は、労働組合のある企業に占める要求内容が「具体的な賃上げ額を要求」又は「賃金体系維持」であった企業の割合である。

^{2) ()}内は、妥結した企業に占める割合である。